

令和7年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム Q&A

応募について		
	質 問	回 答
1	応募は都道府県、政令市だけではなく、区や市町村のレベルでも可能ですか。	都道府県、市区町村及び総務省認定国際化協会とは他事業との関係から応募できません。
2	任意団体ですが、応募を検討しています。団体所在地は、規約に規定があり、事業実施予定地の隣町です。団体所在地と事業実施予定地が異なっても応募できますか。	団体所在地が事業の実施予定地と同一でなくても問題はありせん。本事業は全国で同じ特定のニーズを抱える団体に対する普及も念頭においでいますので、他地域での実施、複数地域での実施は歓迎します。
3	応募を検討をしている団体です。現在、NPO法人の認証を申請しているところですが、NPO法人の認証が間に合わない場合、事業の申請はどのようにしたらいいでしょうか。	法人格を有しない任意団体として応募してください。NPO法人の認証がされた場合は、団体の変更手続を行っていただくことになります。
4	「生活者としての外国人」とはどのような人のことですか。	日本国内の各地域に在住する外国人等を指します。本事業では、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育(地域日本語教育という。)において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」「特定のニーズ」という。)に対応した先進的な取組を期待しています。
5	採択の上限年数の設定等がありますか。	本事業は、先進的な取組を創出し、普及する目的から多様な取組事例を採択することとしており、採択年数の上限は3年としています。ただし、本事業は単年度での事業です。毎年有識者による選考規定に基づく審査を行い、採択団体を決定しております。中長期的な計画や、特定のニーズに対する日本語教育の提案が複数年にわたる場合でも、本事業の採択は単年度ごとです。
6	事業の実施体制については、昨年度と同様ですが、事業の内容については拡充した形で実施したいと考えています。事業の内容が昨年度と全く同じではありませんが、2年連続で似たような企画で応募すると審査で不利になりますか。	複数年継続して応募していても、毎年度それぞれの企画内容で審査を行います。ただし、本事業は先進的な取組を支援するものですので企画立案の際には御留意ください。
7	事業を行おうと思っている地域で、他の団体も事業を計画していると聞きました。同じ地域で行う事業に応募することは可能でしょうか。	同じ地域において複数の団体から事業の応募がある場合はあります。本事業は、設定された「特定のニーズ」に対する日本語教育を提案することを目的としています。そのため、それぞれの事業内容を審査します。
8	応募する事業の取組のうち、いくつか(例えば、日本語教育の実施(30時間))を他の団体に再委託することはできますか。	再委託することはできます。ただし、運営委員会の開催等、再委託することができないものもあります。企画書に委託して実施することがわかるように記入いただき、再委託に係費用については、再委託費の内訳に計上してください。
9	運営等委員会の構成員について、実施団体以外の構成員は半数いればよいでしょうか。	運営等委員会の実施団体以外の構成員は、「過半数」を超える必要がありますので、半数では、この要件を満たしていません。例えば、10名の運営委員がいる場合には、実施団体以外の委員が6名いる必要があります。なお、客観的な評価の観点等から、事業の中核メンバー等、事業に深く関わる方の所属が別の団体であっても、「外部の構成員」とは見なしません。
10	中核メンバーは何人まで設定できますか。	人数の決まりはありません。中核メンバーとなる方のみ提出してください。ただし、本事業の応募に際しては、中核メンバーとしてコーディネーターは配置するようにしてください。
11	当団体では、教室コーディネーターとは別に事業全体をマネジメントする立場の「事業統括者」が存在します。この場合、この事業統括者の業務は、コーディネート業務として考えられるでしょうか。	本事業における「コーディネーター」は、主に次の役割を行う方とします。①特定のニーズの把握や事業の企画で日本語教育プログラムの編成等に携わっている方、②日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方。具体的には、日本語教育の体制整備を推進するための関係団体・地方公共団体等との連絡・調整や、プログラムの企画・立案や外国人のニーズやレベルに応じたカリキュラムデザイン、指導者や外国人からの相談に対する助言等を業務の範囲としています。こういった業務であれば、コーディネート業務として考えられます。
12	コーディネーターが、講師等を兼務することはできますか。	兼務することは可能です。コーディネート業務や研修等の講師としての業務の時間は明確に分けてください。同じ時間に両方の業務が重複することがないようにしてください。

13	当団体が取り組む特定のニーズの対応として、複数の地域での日本語教室の設置を計画しています。その場合、地域ごとにコーディネーターを配置したいのですが、コーディネーターは複数名いてもよいのでしょうか。	コーディネーターを複数名配置することは可能です。各コーディネーターの担当・役割分担が分かるように記入してください。ただし、1人のコーディネーターが行った業務だとしても、経費は、業務内容ごと(日本語指導や作業等)に分けて計上してください。
14	初めて応募を考えています。書類の作成方法がわからないので、過去の採択団体の書類を見せてもらうことはできますか。	お見せすることはできません。記入要領がありますので、参考に作成してください。記入方法で不明な点がありましたら、問合せ先までお知らせください。なお、実施内容報告書はホームページに公開していますので、参考にしてください。
15	地方公共団体や教育委員会等行政の担当者に運営委員を依頼したところ、事業実施が確定していないと委員の依頼は難しいと言われました。「交渉中」となってしまいますが、「交渉中」が多いと審査で不利になりますか。	審査によりますので、お答えすることはできません。ただし、採択になった後に提出される書類の中で確認した際に、応募段階での運営委員会の構成と実施段階での運営委員会の構成が大きく異なってしまった結果、企画内容に影響がある場合があり、変更の承認の手続等が必要になることがあります。
16	日本国籍であっても日本語学習が必要な者は特定のニーズの分析の対象や事業(日本語教育の実施)の対象になりますか。	本事業の対象者は「外国人等」としており、日本国籍であっても、日本語学習が必要な者は対象にしないでいただいてもかまいません。
17	応募書類を作成しましたが、内容に不備がないかどうか、相談期間内に事前に確認をしてもらうことはできますか。	事前確認は行いません。また、提出された書類は差替え等ができませんので、自ら確認の上、提出してください。記入方法についてわからないことがありましたら、相談期間内に御相談ください。
18	特定のニーズが子育て中の外国人にあり、それに対応する日本語教育を事業応募のテーマとしたいと考えています。子育て世代を対象とした日本語教室や、人材育成講座、ネットワーク会議等を開催する場合、受講生のために託児を付けることができますか。	可能です。託児に必要な保育士の謝金や会場の経費を計上することができます。
19	委託期間3年の上限は、不採択あるいは応募しなかった期間がある場合、リセットされるのでしょうか。	リセットはされません。累積年数で判断します。ただし、同一の特定のニーズに取り組む場合に限りです。取り組む特定のニーズが変わった場合は、変わった時点からの3年間で上限となります。
20	複数年の計画を書くことになっていますが、必ず3年間でないといけないのでしょうか。	特定のニーズに対応した日本語教育の提案にあたり必要な年数を検討し、それが1年ないし2年間ということであれば、そういった設定も可能です。
21	複数年計画を2年と設定した場合に、2年経過した時点で3年間に延ばすことは可能でしょうか。	審査にかけ、進捗状況を鑑みて企画評価会議が判断します。
22	「日本語教室の実施」の取組について、地域の別の日本語教育団体に再委託することを考えています。再委託先は1箇所でないといけないのでしょうか。	再委託先は複数でも構いません。
23	今回、複数の団体が集まって実行委員会形式で事業を計画しています。実行委員会としては日本語教育の実績がないのですが、構成団体には、日本語教育の実績があります。このような場合、団体の実績として考えて、応募書類に記入できますか。	構成団体の実績を記入いただくことができますが、どの団体の実績なのか明確に分かるように記入してください。
24	教材のデザインや動画教材作成等を業者に委託する予定です。この場合、再委託になりますか。	こうした取組の一部を依頼する場合は、再委託ではありません。役務の提供ということで、見積、納品、請求に係る手続を行い、経費は雑役務費に計上してください。
25	他の文部科学省の公募事業との併願は可能ですか。	可能です。ただし、同一の活動について同時に複数の委託や補助等を受けることはできませんので、他の事業に採択された場合は、必ず御連絡ください。本事業の採択を取り消す、住み分けを確認するなど、必要な措置を行います。
26	特定のニーズとは何ですか。	在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズを指します。「特定の」という表現は、その取組の成果が他団体や他地域で行われる日本語教育にも活用可能な先進的な取組である必要があるため、需要の中でも特に広域的なテーマを設定してください。
27	今年度でこの事業の活用が終わります。次年度からは、同一の対象に対する異なる特定のニーズをテーマに日本語教育を検討したいと考えています。可能でしょうか。	同一の対象であっても、異なる特定のニーズを題材とした日本語教育の応募は可能です。ただし、過去に当該事業に採択の実績がある場合は、審査基準に基づいて取り上げる学習ニーズの新規性について審査します。

28	特定のニーズが他団体と重複した場合はどちらか一方しか採択されませんか。	本事業は、企画競争のため、審査において優れた企画内容であると判断された場合はどちらも採択となり得ます。ただし、予算の制約もありますことは御承知おきください。
29	当団体は、これまで難民に対し、日本語教育を行ってきました。そのノウハウを生かし、最近の世界情勢を鑑みた新たな避難民向けの日本語教育を実施したいと考えています。特定のニーズとして認められますか。	新たな避難民における学習ニーズも、特定のニーズとして認められることは十分にあり得ます。これまで避難民に対する日本語教育で培ってきた知見を生かし、広く社会にその教育方法を還元することが望まれます。
対象外の取組について		
	質 問	回 答
1	「対象外の取組」として「① 特定の職業に就業させることを目的とした取組」とありますが、地域によっては定住外国人が同じ職種に従事している場合があります。事業の目的は、特定の職種を対象とはしてなくても、受講生を募集して実施した結果、受講者が同じ職業の就業者となってしまうということもあるかもしれません。このような場合にも、実施報告の際の確認で、対象外の取組とみなされてしまいますか。	事業の内容が、特定の職業に就労することや特定の就業に必要な日本語の習得を目的としていない場合で、広く受講者を募集した結果、特定の職業の受講者になってしまったという場合は問題ありません。また、受講者が現在、複数の職業に就いていても、ある特定の職業への就労を目的とした内容となっている場合は、対象外の取組と考えます。なお、「職業安定所で職業を探す」や「履歴書を書く」など特定職業に特化していない内容の場合には対象となります。
2	「対象外の取組」として「① 特定の職業に就業させることを目的とした取組」とありますが、ホームヘルパー向けの事業は対象外の取組となりますか。	その通りです。ホームヘルパーをはじめとして、特定の職業に就業することを目的としたものは対象外の取組となります。
3	日常生活に必要な日本語教室の実施を、企業と連携して行いたいと考え、市の広報で、日本語教室を実施する企業を広く募集しました。その結果、企業1社だけの参加となった場合、「②特定の業種又は企業等の就業者だけを対象とし、取組の成果が特定の業種又は企業等の利益に限定される取組」に該当するとみなされ、対象外の取組となりますか。	事業の内容が、特定の職業への就業に必要な日本語の習得を目的としていない場合で、かつ、受講者を広く募集している場合には対象となります。ただし、その場合も、連携する企業の従業員及びその家族以外の者も受講できるように受講者を広く募集する必要があります。
4	「対象外の取組」として「③資格取得、試験受験を目的とした取組」とあります。日本語の学習の成果として、「日本語能力試験等を受けたい」ということも出てきた場合、事業の目的としない自発的な試験の受験は可能でしょうか。	日本語能力試験等の受験は、事業の目的とはなじみませんが、本事業で日本語教育を受けた人の日本語能力試験等の受験を否定するものではありません。なお、日本語能力試験等の受験に係る経費は計上できません。
5	「対象外の取組」として「④児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」とあります。子供に関する特定のニーズに対応した事業提案を考えていますが、学校生活への適応指導や教科教育を目的としない取組であれば、子供を対象とした事業でも応募は可能でしょうか。	子供を対象としていても、学校生活への適応指導や教科教育を目的としていない事業提案であれば、応募可能です。日常生活や地域での暮らしに必要な日本語の習得を目的としている場合は、事業の対象となります。
6	「対象外の取組」である「⑤学校への就学・進学を目的とした取組」とは具体的にどのようなものですか。	就学前の学校生活への適応教育、高校進学や大学受験など進学のための教育、進学や進級のための教科学習に特化した日本語の習得に関する取組などです。
7	児童・生徒を持つ保護者が、学校からの通知や連絡事項などを理解し、対処することができるようにすることを目的とした事業提案を考えています。対象外の取組として「④児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」や「⑤学校への就学・進学を目的とした取組」がありますが、学校に関連する保護者に係る特定のニーズに関する事業提案も対象外の取組となりますか。	子供を育てるために必要な日本語も、生活に必要な日本語と考えられますので、事業の対象となります。ただし、④に関しては、保護者が子供に対する就学・進学の準備を行うための日本語教育は対象外となります。
8	外国人学習者に調査をした結果、習得したい日本語の一つに「仕事」がありました。求人情報の見方や、履歴書の書き方、面接や電話アポイントの際のマナーや自己PRの方法等、一般的な仕事につながる日本語教育の提案に関する事業で応募は可能ですか。	生活上の行為の一部として就労に関することを取り上げ、どの職種にも共通する内容を日本語学習のトピックとして講座に組み入れることは、問題ありません。なお、本事業の目的は、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できることを目指す上での日本語教育の在り方の提案ですので、御注意ください。

プログラムの内容について		
	質 問	回 答
1	取組の一つに人材育成を企画しています。その内容については、地域関係者及び専門家、コーディネーター等と協議を行い決定したいと思っています。そのための話し合いなどは、運営等委員会に組み込めばよいのでしょうか。	運営等委員会は「事業内容、実施方法の検討、実施状況の確認・改善、評価」を行うための会議であり、各取組の具体的な内容を検討するものではありません。 各取組で必要に応じて会議を設置することができます。取組の中に、「人材育成検討会議」「教材企画編集会議」のように会議名と出席者を明記してください。会議を設置する場合、応募時に会議開催数や会議出席者などある程度具体的に決めておく必要があります。
2	運営等委員会にオブザーバーを出席させることは可能ですか。	オブザーバーの出席は可能です。ただし、オブザーバーは運営委員ではないため、委員数の10名には入りませんし、運営等委員会出席謝金の計上はできません。
3	この事業では、「日本語教育の実施」は、対面式の場での「教室」に限らず、スカイプなどを活用した遠隔教育、通信教育、eラーニングによる日本語教育も含まれますか。また、その場合も、最低学習時間を「30時間相当」と考えていいですか。	「日本語教育の実施」には、「教室」形式での実施に限らず、通信教育やeラーニング等による教育の実施も含まれます。ただし、対象者や、その人数、学習時間、効果をどのように把握し、事業を行うかという点は、「教室」形式での実施と同様に記入してください。HPに教材を掲載し学習者に適宜活用を促すといったことでは、この事業における日本語教育の実施とは考えません。また、時間数も、「教室」形式での実施と同様、30時間以上必要です。
4	特定のニーズを念頭に置いた人材養成研修を終了した受講生の中から希望者を募り、日本語教室の補助者として支援に加わってもらいたいと考えています。教育実習のように養成と支援活動とを並行して進めるものではなく、研修が終わったあとに補助者として活動してもらうというような形で人材の活用は可能ですか。	日本語教育に関わる人材の養成・研修を修了した受講者が、日本語教室に指導者や補助者として参加することに問題ははありません。
5	指導者謝金を計上する講師は5名です。その他にボランティアの学習サポーター30名が事業に関わっています。この30名については経費の計上はありませんが、応募書類に記入する必要がありますか。	経費の計上がない方については記入いただく必要はありません。ただし、ボランティアも取組には重要な役割を果たしておられると思いますので、ボランティアが取組にどのように関わるか内容を記入してください。
謝金等経費について		
各団体が有する謝金単価表を使用する、または、本事業の「参考単価表」を参考として単価表を設定してください。		
	質 問	回 答
1	当団体の役職員が、本事業に取り組んだ場合の謝金の計上は可能ですか。	団体からの給与との重複支給が疑われることから、原則として人件費として計上してください。本事業における業務と団体の通常の業務との勤務時間が明確に分かれていることがわかるように業務日誌簿等を整理し、証明する必要があります。
2	電車やバス等の公共交通機関がなく、受講生が車で教室へ通わざるを得ない地域があります。受講生が教室へ通うための車のガソリン代の計上は可能ですか。	受講者が教室へ通うための経費は、受講者が負担すべき経費と考えていますので、計上することはできません。ただし、協力者としての性格が強い役割を担う場合は、支給が可能な場合があります。御相談ください。
3	会議費は、お茶代のみで、お弁当や茶菓子代の計上はできないとあります。シンポジウム等事業を終日に渡って開催する場合でも、講師へのお弁当等を計上することはできませんか。	どのような場合でも、お弁当や茶菓子代の計上はできません。
4	印刷代・コピー代について、「団体が通常利用しているコピー機の経費を案分して計上することはできません」とあります。当団体では、募集案内や資料を印刷するのは、団体が使用しているコピー機を使用していますが、その経費を計上する方法はありますか。	団体で使用しているコピー機での印刷代は、使用枚数の内訳を明確に示せない場合、計上することができません。
5	保育園等さまざまな場所で外国人を受け入れるにあたり、どのような日本語教育が必要か支援に関わる関係者でヒアリングに行くことを計画しています。そのヒアリングにかかる業務の経費は計上できますか。	可能です。(ヒアリング実施に対する謝金等)ヒアリングの結果をまとめるなど作業については、作業等労務謝金の計上などができます。

6	教材作成や指導者研修を実施するに当たり、担当者間の協議を行う会議を予定しています。そのような会議に対する経費の計上をすることはできますか。	会議にかかる経費の計上は可能です。なお、日本語指導等の前後の打合せ等の経費は計上できません。
7	教材作成に当たり、指導者と原稿執筆者1、2名で会議を行い、実践・検討を繰り返して教材を作成したいと考えています。会議出席謝金の人数と原稿執筆謝金の人数が違っていても大丈夫ですか。	問題ありません。原稿執筆者には執筆謝金を計上することができます。教材作成会議の出席者については、氏名等を記入し、会議出席謝金を計上することができます。
8	謝金の計上について、実働時間が1.5時間の場合は、どのような単価設定をすればいいでしょうか。	文部科学省の謝金単価では、会議出席謝金、指導・実技・実習等謝金、講義・講演謝金、助言謝金、司会・報告者謝金、及び業務内容がこれらに準ずると考えられる謝金については、2時間分の謝金を支払うことができます。（実働時間のとおり、1.5時間を支払っても構いません。）ただし、作業補助等労務謝金、通訳謝金については実働時間分のみで算出してください。切上計上は不可です。各団体で謝金単価を設定する場合には、この考え方を踏まえ、運用方法を決定するようにしてください。
9	地域の行政機関と連携して消防署やゴミ焼却所等をめぐる体験学習の取組を考えています。各所をめぐるときのバスの借り上げの経費を計上することはできますか。	原則は、受講生にかかる経費は、受講生が負担するものと考えられますが、バスを利用しなければ実施できない明確な理由がある場合等、バスを借り上げる経費が認められる場合がありますので、お問い合わせください。
10	契約期間前に消耗品を購入して、日本語教室の準備を進めています。その経費を計上することはできますか。	計上することはできません。購入日も使用日も契約期間内の経費のみ計上できます。その他請負業務、再委託等も同様です。
11	昨今の情勢を踏まえ、日本語教室の一部をオンライン（Zoom等）で開催する予定です。その経費は計上できますか。	契約期間内のweb会議システムの使用料に限り計上することができます。インターネット接続料などは計上できませんのでご注意ください。
12	昨今の情勢を踏まえ、日本語教室を開催する際、講師や受講者が使用する消毒液などを購入することはできますか。	購入することができます。例示するとマスク、消毒液、フェイスシールド、アクリル板などです。いずれも消耗品として計上してください。
13	食材は購入可能ですか。	日本語指導の一環で食材を活用した教室活動を行う場合に限り、購入可能とします。
14	運営等委員会に出席した会議スタッフの茶代は計上できますか。	可能です。ただし、数が委員数よりも多いなど社会通念に照らして妥当でないと考えられる場合は認められないこともあります。